第７号様式

収 入

印 紙

再 生 水 利 用 契 約 書

（総　則）

第１条　東京都（以下「甲」という。）と

　（以下「乙」という。）とは、東京都下水道局が実施する再生水利用事業における再生水の利用に関し、以下の各条項による契約を締結する。

（要綱の遵守）

第２条　乙は、水の有効利用を図り、節水型都市の形成に資するため、甲の定めた再生　　　水利用事業実施要綱（平成7年３月７日付６下総企第１２０号、以下「要綱」という。）を遵守し、もって再生水利用の推進に協力する。

（用　途）

第３条　再生水の用途は、 トイレ洗浄用水

　とする。ただし、新たな用途に利用するときは甲と協議する。

（使用場所及び名称）

第４条　使用場所は、　　　　　　　　区　　　　　　　　丁目　　　　番　　　　号､

　　施設の名称は、

　　とする。

（供給の義務）

1. 甲は、乙に対して、この契約に特段の定めがあるもののほか、要綱に定める供給条件に従い給水する。

（給水の申込み）

第６条　乙は、使用開始の３か月前までに、要綱第８条の規定に基づく給水の申込みを　　　行わなければならない。

（料　金）

第７条　料金の料率は、要綱に定める料率とする。

２　料金は、使用者ごとに１か月について使用水量に応じて、前項の料率を適用して得　た額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加えた額とする。

（料金の支払方法）

第８条　乙は、前条の規定により算出された料金を、甲が発行する請求書により甲の指定する期限内に支払う。ただし、乙が支払口座を指定する場合は、口座振替により支

払う。

（要綱の変更）

第９条　甲は、要綱を変更したときは、すみやかに乙へ文書による通知をしなければな　　　らない。

（責任分界）

第10条　甲の工事及び管理は、配水小管から敷地境界までとする。ただし、次のいず　　　 れかに該当する場合は、それぞれの各号に掲げるところまでとする。

　一　境界内に止水栓が設けられた場合　　　止水栓

　二　甲が別に指示した場合　　　　　　　　甲が別に指示するところ

（使用の中止）

第11条　乙は、建物の撤去等により再生水の使用を中止しようとするときは、事前に甲　　　 へ届け出なければならない。

（責　任）

第12条　乙は、善良な管理者の注意をもって水量メータを管理し、亡失又は損傷した場　　　 合は、甲へその損害賠償の責を負う。

（給水の制限又は停止）

第13条　甲は、災害その他やむを得ない場合又は公益上必要があると認めた場合は、給　　　 水の全部の停止又は一部の制限をすることができる。

２　前項の停止又は制限により乙に損害を生じることがあっても、甲はその責任を負わ　ない。

（所有者の変更）

第14条　乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡するとき、若　　　 しくは継承するとき、又は契約上の地位を移転するときは、甲へ書面により承認　　　 を求めなくてはならない。

（係属裁判所）

第15条　この契約に関する紛争の専属的管轄裁判所は、甲の主たる事務所の所在地を管　　　 轄する裁判所とする。

（補　則）

第16条　この契約書に定めのない事項が生じた場合又はこの契約書の定めに疑義が生　　　 じた場合は、甲乙が協議するものとする。

　甲及び乙は、この契約成立の証として本書を２通作成し、それぞれに記名押印の上、

その１通を保有する。

　　　　　　　年　　　　月　　　　日

　　甲　　　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

　　　　　　　東　　京　　都

　　　　　　　代表者　東京都公営企業管理者

　　　　　　　　　　　下水道局長　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞